

## 広島県告示第千二百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
土砂災害の原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因		
表区域の示す区域の名称		土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
（四七）賀茂川支川	（四六）賀茂川支川		
土石流	土石流	（四七）賀茂川支川	（四六）賀茂川支川
土石流	土石流	（四七）賀茂川支川	（四六）賀茂川支川
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。